

福祉思想と生命

Welfare Philosophy and Life

松葉ひろ美
MATSUBA Hiromi

要旨 近年の福祉は、国家からの一義的な給付による福祉国家論を超えて、市民一人ひとりによって構成される福祉社会の姿を望ましいものとする動きがある。しかしながら、それは必ずしも順調に進んでいるとは言い難い現実と直面している。日本では、かつて福祉制度・社会保障の量的充実が進められた高度経済成長期とは異なり、望ましい福祉の姿を実現していくためにはその基本原理に遡った考察や議論が求められる。

本稿では、まず前半において、歴史的に福祉を振り返りつつ「危機」の時代ごとに福祉や社会保障の理念や思想が、消極的なものからより積極的なものへと発展してきた大きな流れを概観する。そして、このような制度を支える、福祉の思想的な次元を積極的に取り上げることが重要であることを示し、また、特に日本のこれからの福祉を考えていくうえで再評価することができる糸賀一雄の福祉思想を取り上げる。

続いて後半では、これからの新たな福祉思想のあり方を考える。この場合、主観的な実践に留まりやすかった前近代的な福祉から、国家社会的保障にまで発展してきた背景には、福祉と近代科学との相互作用があったことが挙げられるが、こうした「福祉」と「科学」に関する流れを踏まえ、科学思想における「生命」を基本コンセプトにすえた福祉思想の可能性について考察してみたい。

問題意識——福祉思想の重要性

これまでの（実際には現在も）福祉というものは、生活困窮者や障害者、高齢者などに対する国の支援であると考えることが一般的である。この場合の福祉というものは狭義にとらえた意味の福祉であり、社会保障制度の一環として行われている児童・障害・高齢者などの社会福祉を指す。しかし、福祉の本来の意味を考える時、漢字の意味からも、英語（wellとfareそれぞれ）の意味においても、よい、うまくいく、といった内容からしあわせな生活を送ることであるとされている（糸賀（1968）、大橋（2008））。このようなことから、人々の幸福を保障するものとしての福祉という意味で、福祉制度という言葉を使うこともできる。しかしながら、このような理念が実現していくためには、理念と政策を有機的に結びつけて考えることや、さらにそれをどのような臨床的实践に移していくのかといった指針が求められる。現在、福祉の広義・狭義いずれの意味においても混乱している状況にある現在、そのような原理ないし拠りどころを求めている象徴的な社会が日本ではないか。

歴史的に福祉を振り返ると、産業革命後のイギリスを起源として、とりわけ第二次世界大戦後から多くの先進国が福祉国家の建設に力を入れるようになったことが福祉ないし社会保障の原点と考えられている。それは深刻な大恐慌や、生活窮乏といった社会の危機が生じたことで、少なからず国が責任をもって問題に取り組んでいこうとする大きな転換を

図った出来事でもある。

それぞれの国や社会が持つ公的責任を福祉の重要な構成要素と考えるならば、現在の福祉というものの歴史は70年程度であり（1935年社会保障法、1942年ベヴァリッジ報告以降）、いまだ確立したばかりのものでもある。また、医療保障が比較的充実しているイギリスや、最低限度の生活支援のみを行うアメリカ、一通りの生活を制度的に保障する日本など、福祉を制度によってどの程度保障するのかということについては、国や社会によってかなりの相違がある。通常、福祉といえはまずはじめに北欧のスウェーデンが紹介される。子ども手当やさまざまなケアの充実、職業訓練などの就労支援などによって安心した生活が保障されているということで、福祉社会の姿とは福祉の制度政策の充実が肝要であると考えられているからである。

つまり、国や社会ごとに水準の差はあるものの、制度的保障として、何らかの所得再分配政策を行うということが福祉国家としての重要な機能となっている。しかしながら、このような政策の展開は着実に進んでいない。それは同時に一方で、ほぼ全ての先進国に共通して財政難という問題を抱えているためである。このため、福祉の問題解決のためにはこれまで、社会学や政治学、特に経済学など社会科学的な研究が主流となっていた。また特に日本では、経済成長を目指していれば福祉の問題は自然に解決するといった思想に覆われてきた。そのため、そうした福祉の制度的な次元の根底にある思想的ないし哲学的な次元に関しては、福祉思想といった研究領域がありながら重要性を認められないといえるような状況が続いてきた傾向がある。けれども、現在のような制度の運営困難な危機、地域での相互扶助機能喪失や不安、三万人が毎年自殺を選択するという深刻な現状を考えると、制度的な問題解決方法だけではなく、福祉の根底をなす思想的な基盤が必要なのではないかと考えることができる。

この場合、福祉という言葉の意味から考えると、安心して生活することができるために必要なものは、ある人にとっては所得保障であったり、別の人では食事や移動のような生活上のケアであったり、それぞれの個人の身体的心理的状況や、取り巻く環境によって異なっている。このため、福祉制度が成立した社会的貧困状態の時代と比べて生活が多様化した現在では、福祉を考えるうえで重要な思想も一人ひとりによって異なることもできる。

しかしここでは、諸々の形の異なる制度やサービスの根底に、個別の思想の全てを包摂するような思想というものを考えてみたい。従来のように、発生してしまった問題が深刻になってから事後的に福祉を一方的に提供するという方法では危機を乗り越えられなくなっている現在、人間が生きているというありのままの状況を最も根底から包括的・思想的に考えることが必要ではないか。このような問題意識から、本稿ではこれまでの福祉の発展を概観したうえで、生命という概念を中核にすえた福祉思想という新たな考え方の可能性を検討していきたい。

1. 福祉思想を考える視点

(1) 福祉制度の危機的状況から考える福祉思想

まず初めに、これまでの福祉思想を福祉制度との関わりからその要点を見出してみたい。

一般的に福祉制度の源流のひとつは、イギリスのエリザベス救貧法（1601）であるといわれている。しかしこの法律は、今日からみても消極的なもので、労働能力があるかどうかを判断基準に、働ける者は働かせて救貧を行うことは極力控えるものである。200年以上の後このエリザベス救貧法が改正され、1834年に新救貧法となるものの、劣等処遇の原則が導入され、救貧を受ける者の生活は、最下層の自立労働者の生活よりも低いものでなくてはならないという貧困観ができあがっていた。当初の福祉思想はこのような極端にマイナスの印象をともなった思想から始まったといえる。

しかし第二次大戦後の社会保障を模索する段階になると、1942年にベヴァリッジ報告（社会保険及び関連サービスに関する報告）が発表され、このような福祉思想の転換を図る重要な役割を果たす。ここでは、五つの巨悪（貧困、無知、怠惰、不潔、疾病）を取り除くことが目標となり、さらにナショナルミニマムを設定するという方針が打ち出された。それは、かつての判断基準であった、先述の労働能力や劣等処遇といった指標から大きな転換を図ったものである。

このころ世界人権宣言（1948）が出され、すべての人が社会の一員として社会保障を受ける権利を有する、という社会保障の理念が宣言される。これを大きな転機として、ほとんどの先進国が戦争国家（warfare state）から福祉国家（welfare state）へ方向を転回することとなった。これによって、人権という考えが福祉制度の根拠となり福祉思想としても新たな役割をもってきた。

さらに進むと、福祉国家体制から、現在では積極的福祉社会への移行が提唱されるようにもなっている（ギデンズ（1999））。そこでは、（所得の再分配ではなく）「可能性の再分配」（＝個々人が人生における様々な可能性を平等に保障されるべきという考え）を新たに実現していこうとするものである。そのために、ベヴァリッジが掲げた課題を、“貧困を幸福へ・疾病を健康へ・無知を教育に”、というように、さらに積極的な理念に置き換える必要性を説く。このような理念は、経済学者アマルティア・センがマーサ・ヌスバウムと一緒に主張したりしているケイパビリティなどの概念とも通じる（ヌスバウム、セン（2006））。ここで、福祉思想は二回目の転換を図ったと同時に、より前進的積極的な理念への変化を遂げたといえることができる。

以上のように、福祉思想を歴史的な制度の発展とともに振り返ると、福祉や社会保障の理念・福祉思想が、消極的なものからより積極的なものへと発展してきた大きな流れを、見出すことができるのである。

（2）日本における福祉思想

次は特に日本の状況について見ていきたい。なぜなら日本は高度経済成長期を経て順調に福祉制度を整備してきたにもかかわらず、ヨーロッパのような水準まで制度的な福祉の充実が実現しなかったからである。また、他方でアメリカのように制度に影響をあたえる政治哲学のような福祉思想に関する議論も十分存在していないといえるよい状況にあるからである。日本では福祉制度の根底に、そのような欧米諸国におけるキリスト教のような価値原理も存在しておらず、制度を支えるべき何らかの積極的な思想というものをこれまで公的に強調するということがなかった。福祉制度の理念には、共同連帯や社会連帯などのような文言が入ってはいるものの、国民が常に意識している思想とは考えにくい。この

ようなことから、福祉制度の危機的状況の根本的な原因も、福祉思想の未確立に問題があると考えられるのではないかと考えることができるのではないかと。

日本で福祉という言葉が用いられるようになった時期は、1951年の社会福祉事業法が成立してからである（その前身は1938年に成立した社会事業法）。さまざまな実践家における体系的な福祉思想研究をした吉田久一の説では、社会福祉の用語を使うことは、高度経済成長期以降がよいとまでいわれている（吉田（1989））。

しかしながら、歴史的に浅いからと言って制度そのものの理念を欠いているわけではない。現在の日本の福祉は、医療や年金がそうであるように全国一律の給付、さらに誰もが例外でなく無差別平等に扱われる原理、加えて公的責任が法的に明記されているなど画期的な変容を経た福祉制度でもある。

だが、これを福祉思想の観点からみると、さまざまな実践家が信念をもって行っていた事業が政府の政策として吸収された反面、そのような社会事業家たちの多様な福祉思想というものを積極的に引き継ごうとしなかった点がある。日本では、明治から大正期に数多く行われていた社会事業を統一に行い、補助金を支給するという形で規制をつくったものとして社会事業法が成立している。そのため、かつてのように貧困者に対する自由な救済活動が許容されないと同時に、政府の政策では救いきれない事態が多く残されるという課題を残した跡がある。近年では特に象徴的であったものは、有料老人ホームや無許可の保育所などの運営などであり、政府が一義的な責任を持つも、多くを民間や市場に頼らざるをえないという状態にも陥っていたことである。そのため、実践家たちの福祉思想を失って展開してきた福祉制度の発展は、福祉という語に込められた本来の意味・幸福を増進するよりも、いかに経済的に抑制するかということが優先されてきた傾向にある。またそのような公的な福祉の充実を図るよりもできるだけ市場にゆだねて経済的に抑制し、できるだけ経済成長を目指そうという思想が国民一人ひとりの間でも共有されてきた。このような経済優位の思想、福祉よりも経済成長のために資金を使う方が重要とする考えは、日本における特徴的な福祉思想のひとつでもある。

(3) 実践家にみる福祉思想——糸賀一雄の福祉思想

ではこれまで日本には福祉思想というものは存在しなかったのだろうか。そうではない。ここで取り上げたいのは、日本において独自の福祉思想を構築しようとした数少ない例の一つと言える、糸賀一雄の思想である。

福祉思想としては制度面から主に人権が言われてきたが、糸賀一雄は実践から福祉思想を導いた人物である。糸賀一雄は、「福祉の実現は、その根底に、福祉の思想をもっている」という（糸賀（1968））。その思想は、知的障害児と戦災孤児の総合学園として設立した学園（近江学園）での取り組みによっている。そして、後に「発達保障」という考え方を提唱するようになる。

発達保障とは、戦後の知的障害者支援が、生産に従事できるようになればよいという目標の中で、職業訓練だけが重視される環境を問題視して生まれたものである。職業訓練とは、簡単な作業の習得をするもので、当然、訓練の対象には見込みのある子だけが選ばれていた。その背景には、重度の知的障害がある場合には社会復帰の見込みがなく、積極的に対応しなくてもいいという思想があった。しかし糸賀一雄は、どんな子どもでもその発

達の段階を充実させる必要があると考えた。たとえ身体だけが大きくなり、知能が普通の水準までに発達しなくとも、その発達段階にはそれぞれの意味があるを見出した。発達が遅くとも、その時でなければ味わうことのできない独特の力があり、それぞれの段階がもつ無限の可能性を信じ、それを豊かに充実させることが重要だという思想を作り上げた。これを象徴的に「この子らを世の光に」と表現している。普通は「この子たちに世の光を」と考えられている。しかし、知的障害があるからこそ世の光であるというように、社会全体の思想の転換こそ必要なのだと読み取ることができる。これを実現するために、糸賀一雄が特に重要としたことは、知的障害のある子どもに対する、国や社会の支援である。場合によっては、人目につかないような扱いをすることが主流であった当時では、積極的に環境を整える努力をすることでこの理念を実現していこうとする、画期的な思想の転換を促すきっかけとなった。

これが実現していくと、心身に障害を持って生まれても、子どもは母子保健による指導を受け、健康診断、幼稚園、保育園、義務教育への段階が制度的に保障される。発達保障とは、このような一人ひとりの子どもたちの発達の保障をしていく社会的な取り組みである。

糸賀一雄は次のように述べる。「この考え方の質的な転換ということは、とりもなおさず、すべての、文字どおりすべての人間の生命が、それ自体のために、その発達を保障されるべきだという根本理念のものとする出発点に立ったことなのである」(同)。

そして、社会の成熟に伴って知的障害のある子どもたちにも支援が行われるようになると、「いわゆる社会復帰などは期待できなくても、そこにこの子たちがいるのだというただそれだけの理由で、重症心身障害児という現実に、真正面からずばりと取り組む姿を示している」(同)と展望を述べている。

発達保障とは、知的障害児を取り巻く環境の改善から始まったが、それは障害のある子どもだけでなく、すべての子どもに必要な共通の取り組みと変わらないという思想にまで通じるものである。また、近年の福祉の展開にある「ポジティブ・ウェルフェア」と同様に、誰もがその可能性を発揮できるような環境を作る必要性を再確認するものでもある。

最後に、糸賀一雄の福祉観を凝縮した次の一節がある。「社会福祉といっても、社会という集団が全体として「福祉的」でありさえすればよいというのではない。つまり社会が豊かであり、富んでいさえすれば、そのなかに生きている個人の一人ひとりとは貧しくて苦しんでいるものがいてもかまわないというのではない。社会福祉というのは、社会の単なる総量をいうのではなくて、そのなかでの個人の福祉が保障される姿を指すのである」(同)。

以上のように、糸賀一雄の福祉思想は、かつての恩恵的で対象を選別していた福祉から、新たにどんな人にも共通の視点から支援を行う必要性と、だれでも障害に関係なく平等に扱われるべきだという環境の問題を投げかけるものであると捉えることができる。そして、個々の児童がただ存在するというそれだけで福祉の支援を行う理由になるということは、現代まで共同体的な規範に縛られて福祉の制度的発展が制限されてきた日本にとって、新たな展開を起こす基盤ともなる思想であるともいえる。

(4) ソーシャルワークと福祉思想

これまで日本の福祉について思想的な背景が弱いことと、それでも現代にも通じる福祉

思想があることを見てきた。ここで、現在社会福祉として行われている取り組みを社会事業にまでさかのぼってその変遷を振り返ってみたいと思う。ここで取り上げる社会事業とは、欧米で発展してきたソーシャルワークである。

ソーシャルワークの出現は、19世紀後半のイギリスで、現在の日本のように資本主義が危機に陥り、貧困が増大し社会的な危機に見舞われていたころにさかのぼる。当時は貧困を個人の道徳の欠如だとする思想が根強く、貧困改善が全く進められなかった。しかしイギリスでは、キリスト教の精神に基づくさまざまな慈善団体が貧困者の救済にあたるなど、民間のあいだに活発な活動が起こる。一方、無秩序な救済によって、貧困者が不正に給付を受け取るという問題行動もあった。これを、組織的な支援体制として確立し、倫理的に矯正させる方法を作り上げていったことがソーシャルワークの原点にあたる。

イギリスでの慈善事業（ソーシャルワーク）は、その後アメリカに移り発展しケースワーク（個別援助技術・一対一で行われる支援）として確立する。しかし、アメリカの貧困観も、個人の道徳や消費に原因をもっていた。しかし、ケースワークとして確立したことの思想的な変化は、生活問題の原因を調査し客観的にとらえること、貧困の解決には社会変革の必要性が求められたことである。アメリカでは、制度的な包摂が弱いだけに専門的な方法が確立してく。ケースワークは成立当初の1920年代ころは、精神医学や心理学を背景に、一方的に病気を治してあげるといような思想で、主に心の問題を扱っていた。しかし、心を病的に捉えるのではなく、主体性の機能の欠如という視点に切り替え、1930年代には側面的な支援体制へ移行する。その後、心理社会的に総合的な支援を確立する1950年代を経て、1960年ころから、生態学的把握方法、サイバネティックスの技術や一般システム理論などを応用して、環境という視点を持ちながら問題解決を図るまでに発展している。

このようなケースワークの発展について社会福祉研究者の仲村優一は次のようにいう。「対等的人格として相手をとらえ、現象の背後にあるものを、科学の光に照らして見きわめようとする近接法がとり入れられるようになって、はじめて科学技術としてのケースワークが生み出される」（仲村（1972））。社会福祉の問題解決方法が、かつての慈善から進んで、社会学・経済学・法律学・医学といった諸科学の知識や方法を取り入れることによりソーシャルワークが科学的に成立したことで、その後の福祉の発展の基礎となり、消極的な貧困観・福祉思想から積極的な福祉思想への転換がもたらされたといえる。

しかしながら、以上のような欧米の発展を取り入れてきた日本の社会事業研究は、「経済学その他から、社会事業の捉えた社会は甘いと言われるし、逆に哲学その他の専攻者からは、社会事業のいう人間関係の人間は、安易で楽観的だと批判をうけている」（吉田（1971））。とされている。

これによって、これからの福祉思想を考える場合は、関連諸学の発展を取り入れるだけでなく根本的に考え直すことが必要である。現在、福祉の問題点には、事後的な救済ではなく予防的な防貧をしなければならないことがいわれている。この場合の予防とは、福祉制度の構造改革、福祉関係八法改正以降に強調されるようになったもののひとつとして、地域福祉という考えがあり、それは、地域での見守りや相互扶助の実践を取り戻そうとする動きでもある。しかしながら、現在のような危機の時代はより根底から予防策を考えることが必要ではないかと考えられる。そこで、これからの福祉思想を、新たに「生命」と

いう原理とともに考えてみたい。

2. 福祉思想としての生命

(1) 生命思想の変遷——福祉思想としての生命の可能性

いま、これからの福祉思想の基本理念として「生命」という概念を位置づける可能性を提起したが、こうした方向を考えていく場合、議論の視野をひとまわり広げて、これまで「生命」というものがどのように把握されてきたかを、科学思想や哲学の領域を含めて再吟味する作業が必要となる。

そこで以下では、主に近代以降、人間の生命ということについてどのようなことが考えられてきたのかを簡潔に概観してみたい（伊東編（1971）参照）。

今日一般的に考えられているような生命観が出現したのは17世紀である。ルネ・デカルトが、ハーヴェイの血液循環理論を参考にし、人間の生命も機械同様に説明ができることに起源がある。デカルトによれば人間は、神に創られたひとつの機械であるという。同様に、ラ・メトリーによって『人間機械論』（1748）が主張される。このように、人間の生命は必然的な法則の下で動いている機械と同様であると主張する立場の生命観は、機械論的生命観と呼ばれる。

一方、機械論的な生命観が支配的になってくるにつれて、機械論では説明ができない、生命固有のロジックや実体があるとする「生氣論」も出現する。ひとつの全体をそれぞれの部分に分割して説明しつくせるという機械論的な生命観に対して、この生氣論的な生命観は、還元不可能な全体性という概念があると主張する。生氣論的生命観を主張するドリーシュは、その概念を「エンテレキー」と名付けた。しかしながら、エンテレキーは見たり観察したりすることが不可能であり、ともすれば非科学的な実体とされ機械論的生命観ほど重要視されることはなかった。

デカルトに始まった生命を機械の仕組み同様に考える思想は、それまでに存在していた（ギリシャのアリストテレスや中世における）目的論的生命観に対立する形で出現したものである。目的論的生命観では、人間の目的や、神の目的に従って生命が考えられる。これに対して、因果的な法則によって生命を捉えなおしたものが機械論であった。

目的論的生命観は、前もって決められた目的に到達するために活動するものが生命だというのに対し、原因と結果によって説明するのが適切とする新たな生命観が機械論的生命観である。このような対立を踏まえて、ベルグソンは『創造的進化』（1907）において、創造性や自由な活動をもつ生命観を仮定した。このベルグソンの生命観のように、生命はエネルギーを蓄積する、あるいは生命は絶えず何かを創造する、というような表現を用いることで、決められた目的どおりに活動する目的論でもなく、何も生み出すことのできない機械論のどちらでもない生命観を目指そうとする立場もある。

また、先のドリーシュのように超自然的な力が生物体の中で働いているという説に対し、エントロピー（熱力学の基本概念の一つで、事象の無秩序さの度合いを示すもの）によって生命を説明しようとしたのが物理学者のシュレディンガーである。『生命とは何か』（1944）では、生物は、正のエントロピーを作り出すことで生きており、エントロピー最大の特典で死を迎えるのが生命であるという。生物がなぜ生き続けられるのかという点、

自分が作り出したエントロピーを外に捨てることができるからであるという。そのようにして、外に出された負のエントロピーを食べているのがまた生物体であるとシュレディンガーは論じた。

このように、生命をめぐる目的論的な世界観を抜け出し、機械論的な生命観でほぼ説明がつくとされると、生氣論的な生命観が出現することで機械論的生命観との対立関係が起こる。しかし（ベルクソンのような）両者を統合するような世界観も登場し、また他方で、エントロピーに基づく生命観が現れることで新たな展開も起こった。これが生命観をめぐる17世紀から20世紀半ばまでの大きな流れと言える。

(2) 生命の自己組織性——新たな生命観・福祉観へ

さらにその後、20世紀半ばから後半に至ると、機械と動物の間において、情報や通信と制御の次元で共通するものがあるとするサイバネティックスの考え方の確立によって、生物は再び機械論的世界観のもとに置かれることとなった。このような情報概念に基づく生命理解に加え、新たに「システム」という概念を設定して、さらに生物の目的性や相互作用を追究したベルタランフィは、著書『生命』（1954）において、機械論的生命観と生氣論的生命観のどちらでもない有機体論的生命観を提唱している。

そして生命に関するもっとも現代的な展開としては、自然における自己組織性に注目した生命観がある。そうした代表的論者で、ノーベル化学賞を受賞したイリヤ・プリコジンによる『混沌からの秩序』（1984）は、自然界において不安定な状態が発生すると、このゆらぎを通じて自ら秩序が作り出されるという自己組織化の現象を提示している。

これまでの機械論的生命観が、生命を生命のないもの（非生命・機械）に近づけて理解するのに対して、ここでの生命観は、自然界の全体を包摂することで、逆に非生命（心を持たないもの・自然）が生命と同様のふるまいをすると理解するものとも言えるだろう。

また、生命を理解するために機械論があらゆるものをそれぞれの要素に還元して捉えてきたことに対して、自己組織化論は自然界という全体のなかで相互に影響し合う存在としての生命観を促す。このような生命観は、人間の生命は機械と同様に理解できるとする要素還元主義では見過ごされてしまうものである。

先に述べたように、福祉制度の源流にあたるエリザベス救貧法（1601）が制定されてから、救貧を受けるのは最下層の身分であるという思想から始まった福祉思想は、今日大きな転換を迎えようとしている。これまで何度も危機を迎える中で、転換を図り危機を乗り越えてきたように、新たな生命観とともに福祉思想の基本原則を再構築していくことが現在求められている。

(3) 生命思想とソーシャルワーク

ここまで主に福祉思想の新たな可能性として生命思想について議論を行ってきたが、再びソーシャルワークなど福祉の臨床的な次元を含めて生命観との関わりを考えてみたい。

1600年代から機械論的生命観が主流となったところ、福祉制度の文脈ではエリザベス救貧法を唯一の制度としてわずかな救貧が行われる程度であった。1834年の新救貧法が制定されても劣等処遇の原則によって、救貧を受けることができても人間としての尊厳をもって生きていくことはできない時代であった。イギリスでこのような思想が生まれたこ

ろ、ドイツにおいては社会保険制度が導入されたが、社会民主主義運動が弾圧されたために労働者としての保障はされても人間のニーズに対する積極的な制度とはならなかった。また、1930年代に入ってアメリカで社会保障法が制定されるが、医療保障が含まれていないなどの決定的な欠点を持った制度であった。

このような時代における福祉の展開は、生命思想が機械論的生命観を主流にしていたことと深いところで関係しているのではないだろうか。つまり、人間の生命が機械のようにただ単に動いていればそれでよく、社会の秩序の中であまりに困窮するほどの生活水準にまで陥ってしまった人に対してのみ、最低限の保障だけを行うという性格のものである。

けれども、社会的な次元において、社会保障制度が未成熟な時代であったために、臨床的な次元ではソーシャルワーク（社会福祉援助技術、対人援助技術）が発達し制度的な保障の欠如を補っていた。特にアメリカにおいて、世界大戦の後遺症が問題であった当時は、医学（精神医学も含めて）を中心として身体や精神的な病気の治療に取り組んでいた（医学モデル）。この文脈では、病気になった後にその原因を特定し、それを手術や薬を使って取り除くことが主な内容となる。これは機械論的生命観と関連しており、あたかも人間の体を機械と見立てて、故障している部分の修理をすれば元通りになるという発想である。加えてこのような医学モデルでは、患者個人のみを対象にし、家族の状況などはあまり考慮されず、生活している地域や患者を取り巻いている自然環境などは全くの対象外となってしまう。それでも、感染症や食糧等の欠乏が問題であったこの時代においてはこうしたモデルは一定の有効性をもっていた。

しかしながら前節で見たように、1900年代に入ると人間の生命を機械論的に説明することの限界が自覚されさまざまな生命論が出現したように、機械論的な生命観に基づいたソーシャルワークや福祉も同様に行き詰まりを生じる。一方的に治療を受けるだけでなく、自分で問題を解決していける機能を持つことが重要であるという思想が出てくる。

このような転換は臨床的な次元だけでなく、社会制度の次元でも現れる。ベヴァリッジ報告のように、救貧法から給付の拡大を図る社会保障制度の設計が試みられ、1940年代から総合的な社会制度として取り組みが始まる。社会の中で最も最下層の貧困に対してのみ給付をするのではなく、ナショナルミニマムを社会的な基準と定めて無知や疾病などと合わせて対策を採るように、より肯定的・積極的な理念が設定されるようになった。

臨床の次元におけるソーシャルワークも、個人の病気や精神的な苦痛を対象にしていたものから、1960年頃になると個人の心理とともに社会的な状況を考慮した治療あるいはケアが望ましいという原則に変化していく。これはちょうど、生命思想の流れにおいて、ウィーナーによるサイバネティックスやベルタランフィの有機体的な生命観が確立したころにあたる。こうした考え方によって、従来までの、患者と医師、クライアントとソーシャルワーカーのような狭い対人援助から、社会システムの中に組み込まれた個人として、また環境を含めて人間を理解するようになったといえる。

そして、ベルタランフィが『一般システム理論』を発表してから、ソーシャルワークの原則も、環境との相互作用など生態学的な視点を積極的に取り込んでいく。これによって、個人を要素還元主義的かつ直線的に捉え治療をすることを主な内容としていた、かつての医学モデルを超えたモデルが構想される。それは、個人の生活全体を視野に入れた生活モデル（あるいはエコロジカル・モデル）であり、全体論的で交互作用的に人間のみならず

環境をも捉える。まさに、科学思想において機械論から有機体論へ発展してきたことと、ソーシャルワークにおいて医学モデルから生活モデルへと転換が起きたことは、生命観の流れを軸にして重なっているのである。

このように、ソーシャルワークなどの臨床的な次元における福祉観や、前節までに見たような社会的な次元における福祉制度の展開を概観すると、個人に対する消極・事後的な処遇から、より積極的な支援をする方向に発展してきたことがわかる。しかも、自然科学や思想・哲学の領域で把握されてきた「生命」の概念ないし生命観の変遷の影響を受けながら発展してきたということがわかる。

(表) 生命思想と福祉思想の展開と比較（これまでの流れを概括したもの）

科学・生命思想の展開	福祉思想・制度の展開
	1601 エリザベス救貧法（英）
1628 ハーヴィー『動物の心臓ならびに血液の運動に関する解剖学的研究』	
1637 デカルト『方法序説』	
1748 ラ・メトリー『人間機械論』	1834 新救貧法（英）
1866 ヘッケル『一般形態学』	1874 恤救規則（日本）
1907 ベルグソン『創造的進化』	1898 留岡幸助『慈善問題』
	1912 井上友一『救済制度要義』
1914 ドリーシュ『生氣論の歴史と理論』	1917 リッチモンド『社会診断』
	1918 フロイト『精神分析入門』
	1922 田子一民『社会事業』
	1929 救護法（日本）
1936 オパーリン『地球上における生命の起源』	1935 社会保障法（米）
	1940 ハミルトン『ケースワークの理論と実際』
1944 シュレディングガー『生命とは何か』	1942 ベヴァリッジ「社会保険及び関連サービス」
1945 ニーダム『中国の科学』	
1948 ウィーナー『サイバネティックス』	1948 世界人権宣言
1954 ベルタランフィ『生命』	1955 ロス『コミュニ・オーガニゼーション』
	1960 ホリス『心理社会療法』
1968 ベルタランフィ『一般システム理論』	1968 糸賀一雄『福祉の思想』
1970 モノー『偶然と必然』	1990 エスピアンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』
	1992 ジャーメイン『エコロジカルソーシャルワーク』
1987 プリコジン『混沌からの秩序』	1998 ギデンズ『第三の道』

(4) 生命——福祉思想の基本原則としての

このような流れをふまえて、これからの福祉思想における新たな生命観について考えてみたい。それは(2)で述べたように、生命の自己組織性という考え方をベースにした福祉観を構築することである。

イリヤ・プリコジンによる自己組織化論は、自然という最も根底にある次元から生命を捉える。このような生命観に立つと、生活モデルにおける人間と環境という視点から、自然環境と一体となった人間観という新たな視点をもつことが可能となる。

また、伝統的な福祉観では、貧困や病気になってしまった後に事後的・受動的に救済や治療をしてもらうという見方が背景にあるが、先述の医学モデルから生活モデル（ないしエコロジカルモデル）への変化のように、環境を含めた生活全体を支援していくという方向に転換しつつある。このような、交互作用する生命観に立つ生活モデルで新たに加えられた視点は、個人が自分自身で問題解決できる能力を支援していくことである。

しかし、さらにこれからの福祉観として、自己組織化する生命観に立つと、自ら新しい秩序を作っていく存在として、個人をより深い次元から捉えることができるのではないか。しかも、そこで考えられている生命とは、自然界全体から包摂されるものであるため、生命を人間固有のものとする立場や、人間の個体を強調して捉える立場に対して、より包括的な生命観となる。このような生命観で強調されるのは、個人ないし生命の主体性あるいは「内発性」とでも呼べるものである。

今、福祉制度に求められているのは、人間の最も根底にある生命の主体性や内発性を基本原則として位置づけ、それを基盤とする制度に転換することではないか。この場合、制度がただ存在していればよいのではなく、臨床の次元にソーシャルワークや社会福祉などがあるように、個々の主体の具体的な状況に応じた保障や支援が行われる必要がある。これからの福祉思想の基本原則として、最も根底の次元から生命の価値を考えることは、それが具体的なサービスという形で提供される臨床の次元につながり、かつそれを社会全体で保障するという制度の次元に結びつけることを通じて、臨床レベルから制度のレベルに至る統一的な理念ともなる。さらに具体的に臨床の次元で考えると、これまでの生活モデルを超えて、「生命モデル」とでも呼べるような新たな枠組みを構築していくことが展望されるだろう。

科学史家のトマス・クーンは、道具立てを変える機会が到来したというシグナルを与えることに「危機」の意義があると述べたが（クーン（1971））、福祉思想の空白状況・社会保障制度・福祉の危機の時代にある今、その指標とは新たな生命観ではないか。哲学的な議論が公の政策立案に大きな影響を与えているところは世界中にそれほどない（ヌスバウム、セン（2006））けれども、歴史の大きな分水嶺にある現在、自己組織性の考えと結びつけた「生命」という価値は、福祉思想の新たな基本原則となるのではないだろうか。

(5) 今後の展望——科学思想と福祉思想の共通性から

以上の議論をさらに大きな視座において見てみよう。これから求められる福祉思想が掘りどころとする生命観は、機械論的な生命観から自己組織的な生命観としてパラダイム転換を図るものであると同時に、近代科学が発展してきた西洋思想の枠組みだけでなく、新たに東洋思想との関連性を取り込んだものでもあるのではないか。こうした変化は、1980

年代前後を中心に、日本で「ニューサイエンス」という言葉で紹介されてきた。その一つの始まりは、物理学者のフリッチョフ・カプラによる『タオ自然学』の翻訳（1979年）が出されたことによる。タオというのは老荘思想の「道」という意味であるように、ニューサイエンスは東洋思想と親和的であるという特徴をもっている。それは、西洋近代科学が推し進めてきた機械論的生命観の、自然と人間を切断し、合理性の追求と要素還元主義の徹底という方法に問題があると考えられたからである。また、要素の性格だけを説明しても人間の生命を明らかにできないように、ニューサイエンスは近代科学のありかたそのものを問題にしてきた。

これまでの科学は、数量を扱い、立証可能な測定値にもとづくものであった。これによって数量化し分析することが可能となり、このような手法は、あらゆる学問分野で基本となってきたように、福祉の領域においても（ケースワークの確立として）1. で述べたように社会調査によって客観的に数量で把握し対応を考えることが福祉の問題を解決することであるとみなされてきた。

このように、科学的に研究するということは、貧困を新たに社会問題として取り組む重要性を示し、市民に訴える根拠として機能してきた。日本においても仲村優一などによる社会福祉研究では、慈善ではなく福祉が対人援助（ケースワーク）として確立するためには「ただ主観的善意だけに導かれて、精いっぱい努力してやってみたら、結果はなんとなくうまくいったというような処遇は、ケースワークだとはいえない」（仲村（1972））といひ、「的確な問題原因の解釈にもとづく十分な見通しをもって、合理的な基礎の上に展開されなければならない」（同）など科学性の追求によって組織的な福祉の確立が図られてきた一面がある。

しかし、福祉がある程度制度的保障として確立すると、保護費や手当などの額が主要な問題となり、医療や介護保険、生活保護や諸手当を受けたい場合には、まず基準に照らし合わせて認定を受けなければならなくなった。科学的な方法を用いることで社会の支援を受けられるようになってきたことが、皮肉にも現在では、科学的に証明できる疾患や困窮状態にわずかに該当しなかったために社会生活に不自由するというような新たな福祉問題が生じている。

このような問題は、従来までの科学が、本人の苦しさや辛さなどの主観的な要素や社会環境などの「関係性」を重要視してこなかったことと連動しているのではないか。特に福祉における臨床やケアなどの場面では、患者や利用者というような当事者と、それを援助する人の区別は当然のことであり、援助をする人は客観的な立場に立って側面的に支えることが重要な原理として機能している。しかし、これまで述べてきたことをふまえると、福祉問題の性質によって分類し、関係機関に送致することや、現物現金給付を行うという対応以上に、本人の主観に添った支えの方が重要な場合もある。またそのような支援とは、結論を出せば終結するのではなく、悩んでいることに共感してもらえことや、善悪の判断をしてもらうことよりただ耳を傾けてもらえことなどではないか。このような状況は、現代社会の誰もが意図的にも見落としてきたことではないか。

先に述べた「生命モデル」において、個々人の目に見えない生命力を見つけ出ししていく支援が必要という考え方は、同時にこれまでの福祉が制度や数量的把握に偏り、福祉思想に基づいた支援が十分に実践されなかったという反省点も浮き上がらせる。

ニューサイエンスの潮流をつくったカブラは、これからの科学は、「数量でなく質を扱い、立証可能な測定値ではなく、共有された経験にもとづく新たなタイプの科学でなければならない」という(カブラ(1988))。「そうした科学のデータは数量化や分析のできないパターンになる」(同)と述べる。これからの福祉も、制度的支援のみならず、個々人の状況や段階に合わせた多様な支援が求められているように、生命力や内発性が発揮され、自分の望むように社会で自己実現していくということが求められている。

そのためには、福祉制度の機能はこれまでのように形式的な認定や審査を行うことにとられず、柔軟な制度の運用と展開が発展していかなくてはならない。また、臨床レベルの福祉は、一般的に患者と援助者との間で閉鎖的になっている面があるが、問題が深刻化する前に日常のあらゆる場面で悩みや苦しみを共有するなど、より社会に開かれたうえで問題解決されるようになることも求められている。

福祉ということの意味がより広義にとらえられるようになれば、日常生活におけるさまざまな個人的悩みもその中に含まれることになる。そうした場面では、あらゆる問題に専門家が対応していくことが望ましいとは限らず、誰もが援助者となりえる可能性が開けている。そのようにして展開していく福祉のあり方は、ある意味で主観的かつ一回的であり、狭義の近代科学の枠組みを超える性格をもっている。

カブラが述べるように、新たな科学は人間の体験にもとづく質と価値を取り扱わなければならない。これからの福祉も同様に、人間の生命力や存在そのものの価値を福祉思想として尊重することが求められると言える。また、このような思想を単純に数値化するのではなく質的な原理と考え、実践の拠りどころとして危機を乗り越えていくことがこれからの福祉思想の果たす役割でもあると言えるだろう。

参考文献目録

- 伊東俊太郎編(1971)『現代科学思想辞典』、講談社。
 糸賀一雄(1968)『福祉の思想』、NHK ブックス。
 大橋謙策(2008)『社会福祉入門』、放送大学教育振興会。
 川村則行(1988)『自己治癒力を高める』、講談社。
 アンソニー・ギデنز(佐和訳)(1999)『第三の道——効率と公正の新たな同盟』、日本経済新聞社。
 トマス・クーン(中山訳)(1971)『科学革命の構造』、みすず書房。
 エルヴィン・シュレディンガー(岡・鎮目訳)(1951)『生命とは何か』、岩波新書。
 仲村優一(1972)『ケースワーク第2版』、誠信書房
 マーサ・ヌスバウム、アマルティア・セン(竹友訳)(2006)『クオリティー・オブ・ライフ——豊かさの本質とは——』、里文出版。
 フリッチョフ・カブラ(1988)『非常の知』、工作舎。
 イリヤ・プリゴジン、イザベル・スタンジェール(伏見他訳)(1987)『混沌からの秩序』、みすず書房。
 ルートヴィヒ・フォン・ベルタランフィ(長野他訳)(1974)『生命 有機体論の考察』、みすず書房。
 吉田久一(1971)『近代社会事業の歩み』、全国社会福祉協議会。